

関 稅 率 表 解 説 新 日 対 照 表

新		旧		備 考
15.04	<p>魚又は海棲哺（かいせいほ）乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） (省略) たらの肝臓、おひょうの肝臓その他の魚の肝臓は、多量のビタミン類とその他の有機物質を含む油を産出する。そのためこれらは主として医薬として使用される。これらの油は、照射その他の方法でビタミン含有量を増加したものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、これらが、医薬用に調製したもの又は治療目的の見地から乳化し、若しくはその他の添加物質を含んだものの場合には30類に属する。 (削除) (削除) この項は、またフィッシュステアリン（冷蔵した魚油を圧搾及び傾瀉することによって得られた固形の製品）を含む。これは帯黄色又はかつ色の物質で魚臭を有し、デグラス、潤滑油及び低級せっけんの調製に使用される。 (省略)</p>	15.04	<p>魚又は海棲哺（かいせいほ）乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） (省略) たらの肝臓、おひょうの肝臓その他の魚の肝臓は、多量のビタミン類とその他の有機物質を含む油を産出する。そのためこれらは主として医薬として使用される。これらの油は、照射その他の方法でビタミン含有量を増加したものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、これらが、医薬用に調製したもの又は治療目的の見地から乳化し、若しくはその他の添加物質を含んだものの場合には30類に属する。 <u>鯨油は、鯨脂及びその他の部分（骨を含む）から得られる。これは、そのままで工業用にも使用されるが、主として水素添加し、精製したのちに食用脂（マーガリン）の製造に使用される。</u> <u>粗製まつ香鯨油は、まつ香鯨（特に頭部）から得られる。固形状のもの（15.21項の鯨ろう）は、これから分離されたものであり、残留の液体部分（なお、若干の鯨ろうを含んでいるものもある。）は、精製まつ香鯨油である。後者はこの項に属し、主として潤滑油として使用される。</u> この項は、またフィッシュステアリン（冷蔵した魚油を圧搾及び傾瀉することによって得られた固形の製品）を含む。これは帯黄色又はかつ色の物質で魚臭を有し、デグラス、潤滑油及び低級せっけんの調製に使用される。 (省略)</p>	
15.22	<p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 (A) デグラス (省略) 天然デグラス（"Moellon"又は"sod oil"として知られる。）は、シャモア皮革を油なめしする際に生ずる残留物で、圧搾し、又は溶剤で抽出することによって得られる。これは、酸敗臭のある海棲（かいせい）動物油、油の酸化により生ずる樹脂様物質、水、鉱物質（ソーダ、石灰、硫酸塩）並びに毛、膜及び皮のくずから成る。 (省略)</p>	15.22	<p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 (A) デグラス (省略) 天然デグラス（"Moellon"又は"sod oil"として知られる。）は、シャモア皮革を油なめしする際に生ずる残留物で、圧搾し、又は溶剤で抽出することによって得られる。これは、酸敗臭のある魚油又は鯨油、油の酸化により生ずる樹脂様物質、水、鉱物質（ソーダ、石灰、硫酸塩）並びに毛、膜及び皮のくずから成る。 (省略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
28.04	<p>水素、希ガスその他の非金属元素 (省略) (A) 水素 (省略) (B) 希ガス (省略) (C) その他の非金属</p> <p>この項に属する非金属は次のものである。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) けい素 けい素のほとんど全ては、電気アーク炉を用いて二酸化けい素から熱炭素還元によって得られる。けい素は、熱及び電気の伝導性が小さく、ガラスより硬い栗色の粉又は不定形の塊である。また、金属光沢を有する灰色の針状に結晶する。 けい素は、電子技術に用いられる最も重要な材料である。例えば、結晶引上げ法によって得られた高純度のけい素は、引上げ法により製造したままの形状であるか又は円柱状若しくは棒状である。これらは、ほう素、りん等とともにドープ処理して、例えば、ダイオード、トランジスタその他の半導体デバイス又は太陽電池の製造に使用する。 けい素は、また、冶(や)金工業の分野(鉄、アルミニウムの合金等)に用いられ、化学の分野ではけい素化合物(例えば、四塩化けい素)の調製に用いられる。</p> <p>(6)~(8) (省略)</p> <p>(省略)</p>	28.04	<p>水素、希ガスその他の非金属元素 (省略) (A) 水素 (省略) (B) 希ガス (省略) (C) その他の非金属</p> <p>この項に属する非金属は次のものである。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) けい素 けい素は、電気炉で炭化けい素とシリカの混合物を処理することによって得られる。熱及び電気の伝導性が小さく、ガラスより硬い栗色の粉又は不定形の塊である。 また、金属光沢を有する灰色の針状に結晶する。 冶(や)金工業(鉄、アルミニウムの合金等)又は四塩化けい素の製造に使用する。例えば、結晶引上げ法によって得られた高純度のけい素は、引き上げ法により製造したままの形状であるか又は円柱状若しくは棒状である。これらは、ほう素、りん等と共にドープ処理してダイオード、トランジスタその他の半導体デバイスの製造に使用する。</p>	
29.33	<p>複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (省略)</p> <p>号の解説 <u>2933.11、2933.21及び2933.54</u> (省略)</p>	29.33	<p>複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (省略)</p> <p>号の解説 <u>2933.11、2933.21及び2933.52</u> (省略)</p>	

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備考
44.14	<p>木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁</p> <p><u>この項には、形状、大きさを問わず木製の縁を含む（木材の一個のブロックから作ったものであるかないか又は玉縁若しくは縁型から作ったものであるかないかを問わない。）。</u>またこの項の縁には、寄木し又は象眼した木材製のももある。</p> <p><u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。</u></p> <p>（省略）</p>	44.14	<p>木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁</p> <p><u>この項には、形状、大きさを問わず木製の縁を含む（木材の一個のブロックから作ったものであるかないか又は玉縁若しくは縁型から作ったものであるかないかを問わない。）。</u>またこの項の縁には、寄木し又は象眼した木材製のももある。</p> <p>（新規）</p> <p>（省略）</p>	
44.15	<p>木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠</p> <p>（省略）</p> <p><u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。</u></p> <p>（ ）ケース、箱、クレート、ドラムその他のこれらに類する包装容器</p> <p>（省略）</p>	44.15	<p>木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠</p> <p>（省略）</p> <p>（新規）</p> <p>（ ）ケース、箱、クレート、ドラムその他のこれらに類する包装容器</p> <p>（省略）</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

	新	旧	備考
44.17	<p>木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディー、柄及び握り並びに靴の木型</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6)靴の木型：履物の製造に使用するものと履物の形を保護し又は整えるためのものがある。 <u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。</u> (省略)</p>	<p>44.17</p> <p>木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディー、柄及び握り並びに靴の木型</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6)靴の木型：履物の製造に使用するものと履物の形を保護し又は整えるためのものがある。</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>	
44.19	<p>木製の食卓用品及び台所用品</p> <p>この項には、木製の家庭用品のみを含む（ろくろ掛けしてあるかないか又は寄せ木し若しくは象眼した木材のものであるかないかを問わないとし、食卓用品又は台所用品の特性を有するものに限る。）。ただし、主として装飾的な特性を有するもの及び家具は含まない。 <u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。</u> (省略)</p>	<p>44.19</p> <p>木製の食卓用品及び台所用品</p> <p>この項には、木製の家庭用品のみを含む（ろくろ掛けしてあるかないか又は寄せ木し若しくは象眼した木材のものであるかないかを問わないとし、食卓用品又は台所用品の特性を有するものに限る。）。ただし、主として装飾的な特性を有するもの及び家具は含まない。</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

	新	旧	備 考
44.20	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具</p> <p>(省略) <u>この項には、寄せ木し又は象眼した木材製のパネル(その材料の一部が木材以外の物品から成るものを含む。)を含む。</u> <u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある(44類注3参照)。</u> (省略)</p>	44.20	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具</p> <p>(省略) <u>この項には、寄せ木し又は象眼した木材製のパネル(その材料の一部が木材以外の物品から成るものを含む。)を含む。</u> (新規) (省略)</p>

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧	備 考
44.21	<p>その他の木製品</p> <p>(省 略) <u>また、前項までに該当する物品の木製の部分品は、44.16項のものを除き、この項に含まれる。</u> <u>この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある(44類注3参照)。</u> この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)劇場用の大道具、建具用作業台、とじ糸を保持するらせん機構を有し、本を手で縫いとじする場合に使用するテーブル、はしご、三脚、活字、道路標識、肖像、看板、園芸用のレーベル等、楊子、格子及び垣根用パネル、踏切、ローラーブラインド及びベネシャンブラインドその他のブラインド、栓、梁受け、スプリングブラインド用のローラー、衣類用のハンガー、洗濯板、アイロン台、洗濯ばさみ、合わせくぎ、オール、かい、かじ及び棺</p> <p>(4)～(8) (省 略)</p> <p>(9)粗く引いた木舞からなるパネルで、運搬又は加工を容易にするため、膠着材で組み立てたもの</p> <p>(10)玉縁又は縁型を他の玉縁、縁型その他の材に重ねた物品(44.18項に該当するものを除く。)</p>	<p>44.21</p> <p>その他の木製品</p> <p>(省 略) <u>また、前項までに該当する物品の木製の部分品は、44.16項のものを除き、この項に含まれる。</u> <u>(新規)</u> この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)劇場用の大道具、建具用作業台、はしご、三脚、活字、道路標識、肖像、看板、園芸用のレーベル等、楊子、格子及び垣根用パネル、ローラーブラインド及びベネシャンブラインドその他のブラインド、栓、梁受け、スプリングブラインド用のローラー、コート又はスカート用のハンガー、洗濯板、アイロン台、洗濯ばさみ、合わせくぎ、オール、かい及び棺</p> <p>(4)～(8) (省 略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
48.02	<p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙</p> <p>（省 略）</p> <p>(B) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙。例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(4) （省 略）</p> <p><u>(5) ポンド紙、複写紙、謄写版原紙用紙、タイプライター用紙、オニオンスキン紙、マニフォールドその他の事務用又は個人の文房具用の紙で、印刷機又は感光式複写機に使用される種類の紙を含む。</u></p> <p>(6)～(9) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	48.02	<p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙</p> <p>（省 略）</p> <p>(B) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙。例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(4) （省 略）</p> <p><u>(5) ポンド紙、複写紙、謄写版原紙用紙、タイプライター用紙及びオニオンスキン紙並びにマニフォールドその他の事務用又は個人用の文房具及び事務用品用の紙</u></p> <p>(6)～(9) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
48.10	<p>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（印刷機又は感光複写機において使用する種類の紙を含む。）（このカテゴリーの軽量コート紙については、号注7に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。）。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p>(d) 48.09項又は48.16項の複写用紙</p> <p>(e) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー（48.14）</p> <p>(f) 通信用カード及び48.17項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙</p> <p>(g) 研磨紙及び研磨板紙（68.05）並びに雲母（雲母粉以外のもの）を紙又は板紙で支持したもの（68.14）</p> <p>(h) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（15部）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	48.10	<p>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布していないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（このカテゴリーの軽量コート紙については、号注7に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。）。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>(d) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー（48.14）</p> <p>(e) 通信用カード及び48.17項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙</p> <p>(f) 研磨紙及び研磨板紙（68.05）並びに雲母（雲母粉以外のもの）を紙又は板紙で支持したもの（68.14）</p> <p>(g) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（15部）</p> <p style="text-align: right;">（省 略）</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
59.10	<p>伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用纖維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)機械又は装置に適合させてある伝動用若しくはコンベヤ用のベルト及びベルチングで当該機械とともに提示されたもの（実際に取り付けてあるかないかを問わない。）<u>（当該機械装置（例えば第16部のもの）とともに所属を決定する。）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	59.10	<p>伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用纖維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)機械又は装置に適合させてある伝動用若しくはコンベヤ用のベルト及びベルチングで当該機械とともに提示されたもの（実際に取り付けてあるかないかを問わない。）<u>（当該機械装置とともに所属を決定する。）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	
62.12	<p>ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(3) （省 略）</p> <p>(4) コルセット及びコルセットベルト。これらは、通常、フレキシブルな金属又はプラスチックの支えで補強されており、一般にひも又はホックで留めるようになっている。</p> <p>(5)～(7) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	62.12	<p>ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(3) （省 略）</p> <p>(4) コルセット及びコルセットベルト。これらは、通常、フレキシブルな金属、鯨の骨又はプラスチックの支えで補強されており、一般にひも又はホックで留めるようになっている。</p> <p>(5)～(7) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	

関 稅 率 表 解 説 新旧対照表

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第 63 類</p> <p>紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類紡織用纖維の中古の物品及びぼろ (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1)63.01項から63.07項まで(第1節)の紡織用纖維の織物類(織物、編物、フェルト、不織布等)の製品で、この表の他の部又は11部の他の類に属さないもの。「製品」にしたものとは、第11部の注7に規定するものをいう(11部総説()参照)。</p> <p>この節には、チュールその他の網地、レース又はししゅう布の製品(直接一定の形状に作り上げたものであるか又は58.04項若しくは58.10項の物品から製品にしたものであるかないかを問わない。)を含む。</p> <p>この節の物品の所属の決定に当たっては、毛皮、金属(貴金属を含む。)、革、プラスチック材料等のトリミング又は附属品が少量存在することは何ら影響を及ぼさない。</p> <p>しかし、それらの紡織用纖維以外の材料の存在が単なるトリミング又は附属品以上の構成をなしている場合には、その物品はそれらの材料の関連する部若しくは類の注に従って(通則1)又は関連するその他の通則に従ってその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 63 類</p> <p>紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1)63.01項から63.07項まで(第1節)の紡織用纖維の織物類(織物、編物、フェルト、不織布等)の製品で、この表の他の部又は11部の他の類に属さないもの。「製品」にしたものとは、第11部の注7に規定するものをいう(11部総説()参照)。</p> <p>この節には、チュールその他の網地、レース又はししゅう布の製品(直接一定の形状に作り上げたものであるか又は58.04項若しくは58.10項の物品から製品にしたものであるかないかを問わない。)を含む。</p> <p>この節の物品の所属の決定に当たっては、毛皮、金属(貴金属を含む。)、革、プラスチック材料等のトリミング又は附属品が少量存在することは何ら影響を及ぼさない。</p> <p>しかし、それらの紡織用纖維以外の材料の存在が単なるトリミング又は附属品以上の構成をなしている場合には、その物品はそれらの材料の関連する部若しくは類の注又は通則に従ってその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
63.07	<p>その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。)</p> <p>(省略) この項には、紡織用繊維の製品で、この表の他のいずれの部及び11部の他のいずれの項にも属さないものを含む。 この項には、次の物品を含む。 (1)~(26) (省略)</p> <p>(27) 関節(例えば、膝、足首、肘又は手首)又は筋肉(例えば、大腿筋)支持用の製品で第90類の注1(b)の種類のもの(第11部の他の項に該当するものを除く。)上記物品のほか11部注7に規定する製品にしたものは、11部の他の項に含まれない限りこの項に含まれる(例えば、ドア又は窓のすきま風を防止するために使用する紡織用繊維物品(ウォッディングを詰めたものを含む。))。</p> <p>(28) 不織布から成る製品で、特定の形状に裁断され、片面は紙その他の材質のシートで保護された粘着剤が塗布され、さらに乳房を整形する又は形作ることを目的として乳房下部の周りに貼り付けるためにデザインされたものの</p>	63.07	<p>その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。)</p> <p>(省略) この項には、紡織用繊維の製品で、この表の他のいずれの部及び11部の他のいずれの項にも属さないものを含む。 この項には、次の物品を含む。 (1)~(26) (省略)</p> <p>(27) 関節(例えば、膝、足首、肘又は手首)又は筋肉(例えば、大腿筋)支持用の製品で第90類の注1(b)の種類のもの(第11部の他の項に該当するものを除く。)上記物品のほか11部注7に規定する製品にしたものは、11部の他の項に含まれない限りこの項に含まれる(例えば、ドア又は窓のすきま風を防止するために使用する紡織用繊維物品(ウォッディングを詰めたものを含む。))。</p>	(新規)
70.17	<p>理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない。)</p> <p>(省略) 「衛生用のガラス製品」とは、医師の手を要しない一般用途のものをいう。例えば、<u>洗浄器ノズル</u>(注射器、かん腸器等に使用するもの)、しづん、室内便器、たんつぼ、吸角、breast relieves(ゴム製バルブを有するか有しないかを問わない。)、洗眼器、吸入器及び舌圧低器、並びに外科用カットガット巻き用のスプール及びリールを含む。</p> <p>(省略)</p>	70.17	<p>理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない。)</p> <p>(省略) 「衛生用のガラス製品」とは、医師の手を要しない一般用途のものをいう。例えば、<u>ノズル</u>(注射器、かん腸器等に使用するもの)、しづん、室内便器、たんつぼ、吸角、breast relieves(ゴム製バルブを有するか有しないかを問わない。)、洗眼器、吸入器及び舌圧低器、外科用カットガット巻き用のスプールを含む。</p>	(省略)

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
84.50	<p>家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、家庭用又は営業用の洗濯機(電気式のものであるかないか及び重量のいかんを問わない。)で、通常、家庭、営業用のランドリー、病院等でリネンや製品等を洗濯する際に用いられるものを含む。これらは通常、洗濯物の間を通って液体が循環するように水かき又は回転シリンダーを有する。また、液体に高周波振動を与える装置を有するものもある。</p> <p>(省略)</p>	84.50	<p>家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、家庭用又は営業用の洗濯機(電気式のものであるかないか及び重量のいかんを問わない。)を含む。これらは通常、洗濯物の間を通って液体が循環するように水かき又は回転シリンダーを有する。また、液体に高周波振動を与える装置を有するものもある。</p> <p>(省略)</p>	
84.51	<p>洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンかけ用、プレス(フュ-ジングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用纖維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械</p> <p>(省略)</p> <p>(A) 洗浄用、絞り用、アイロンかけ用又はプレス用の機械(加熱装置を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 工業用洗浄機: 84.50項の洗濯機を除く紡織用纖維の糸用、織物類用又は製品用のもの。この項には、例えば、トンネル式洗浄機(糸のかせがこの中を通り、洗浄のための噴射及び乾燥を連続的に行うもの)及び反物をループ状につなぎ合わせて洗う洗浄機が含まれる。</p> <p>この項には、織物又は纖維の製造工程において、製品の仕上げ又は製品からのサイジング剤の除去に用いられる工業用の洗濯機を含む。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(省略)</p>	84.51	<p>洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンかけ用、プレス(フュ-ジングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用纖維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械</p> <p>(省略)</p> <p>(A) 洗浄用、絞り用、アイロンかけ用又はプレス用の機械(加熱装置を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 工業用洗浄機: 84.50項の洗濯機を除く紡織用纖維の糸用、織物類用又は製品用のもの。この項には、例えば、トンネル式洗浄機(糸のかせがこの中を通り、洗浄のための噴射及び乾燥を連続的に行うもの)及び反物をループ状につなぎ合わせて洗う洗浄機が含まれる。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(省略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
84.71	<p>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省略）</p> <p>（）自動データ処理機械及びこれを構成するユニット</p> <p>（省略）</p> <p>（A）～（C）省略</p> <p>（D）単独で提示される構成ユニット</p> <p>（省略）</p> <p>このようなユニットには、中央処理装置、入力装置又は出力装置のほかに、次のようなものを含む。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)制御用又は接続用の機器（中央処理装置に、他のデジタル式データ処理機械又はディスプレイ、遠隔端末装置等から成る入出力用機器を接続するものである。）</p> <p>このカテゴリーには、ローカルエリアネットワーク（LAN）内で、機器間の制御と直接情報伝達のために使用されるルータ、ブリッジ及びハブ並びにLANシステム内を循環するデータを受信、処理（再生及びタイミングの調整）及び送信を行うリピーターを含む。このカテゴリーには、また、二つのデジタルシステム（例、二つのLAN）を相互に接続するために使用するチャンネルアダプターを含む。</p> <p>電話システム用のリピーターは、この項には属しない（85.17）。</p> <p>（省略）</p>	84.71	<p>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省略）</p> <p>（）自動データ処理機械及びこれを構成するユニット</p> <p>（省略）</p> <p>（A）～（C）省略</p> <p>（D）単独で提示される構成ユニット</p> <p>（省略）</p> <p>このようなユニットには、中央処理装置、入力装置又は出力装置のほかに、次のようなものを含む。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)制御用又は接続用の機器（中央処理装置に、他のデジタル式データ処理機械又はディスプレイ、遠隔端末装置等から成る入出力用機器を接続するものである。）</p> <p>このカテゴリーには、ローカルエリアネットワーク（LAN）内で、機器間の制御と直接情報伝達のために使用されるルータ、ブリッジ及びハブ並びにLANシステム内を循環するデータを受信、処理（再生及びタイミングの調整）及び送信を行うリピーターを含む。このカテゴリーには、また、二つのデジタルシステム（例、二つのLAN）を相互に接続するために使用するチャンネルアダプターを含む。</p>	
84.73	<p>第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)タイプライター、会計機等に用紙を連続的に供給するための用紙供給装置</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p>（9）メモリーモジュール（例えば、SIMMs（Single In-line Memory Modules）及びDIMMs（Dual In-line Memory Modules）：自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、85類注5(B)(c)に規定する個別の部品から構成されず、かつ、個別の機能を有しないもの）</p> <p>（省略）</p>	84.73	<p>第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)タイプライター、会計機等に用紙を連続的に供給するための用紙供給装置</p> <p>(2)～(8) （省略）</p>	<p>（新規）</p> <p>（省略）</p>

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第85類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(A)類の範囲及び構成</p> <p>この類には、次の物品を除き、すべての電気機器を含む。</p> <p>(a) 84類に属する種類の機器（たとえ電気式のものであっても84類に属する。84類総説参照）及び</p> <p>(b) 全体としてこの部から除かれる種類の物品（16部の総説参照）</p> <p>84類の規定に反し、この類の物品は、陶磁製又はガラス製の物品であっても70.11項のガラス製のパルプ、チューブその他これらに類する物品を除くほか、この類に属する。</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>上記の電気用物品のほか、この類には、また、永久磁石（磁化していないものを含む。）及び永久磁石式の工作物保持具（85.05）を含む。</p> <p>ただし、この類には、電熱機器に関してはある種の形式の機器（例えば、炉等（85.14）及び暖房機器、家庭用の機器等（85.16））のみを含むことに留意しなければならない。</p> <p>85類注5(B)(c)に規定する個別の部品から構成されないメモリーモジュール（例えば、SIMMs（Single In-line Memory Modules）及びDIMMs（Dual In-line Memory Modules））は、85.42項の超小形組立又はマイクロモジュールとみなされないことに留意しなければならない。これらのモジュールは個別の機能を有していないことから、16部注2の規定に基づき、次によりその所属を決定する。</p> <p>a) 自動データ処理機械に専ら又は主として使用するものは、これらの機械の部分品として、84.73項に分類する。</p> <p>b) その他の特定の機械又は同一の項の複数の機械に専ら又は主として使用するものは、これらの機械又はこれらのグループの機械の部分品として分類する。</p> <p>c) 主たる用途が特定できない場合、85.48項に分類する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第85類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(A)類の範囲及び構成</p> <p>この類には、次の物品を除き、すべての電気機器を含む。</p> <p>(a) 84類に属する種類の機器（たとえ電気式のものであっても84類に属する。84類総説参照）及び</p> <p>(b) 全体としてこの部から除かれる種類の物品（16部の総説参照）</p> <p>84類の規定に反し、この類の物品は、陶磁製又はガラス製の物品であっても70.11項のガラス製のパルプ、チューブその他これらに類する物品を除くほか、この類に属する。</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>上記の電気用物品のほか、この類には、また、永久磁石（磁化していないものを含む。）及び永久磁石式の工作物保持具（85.05）を含む。</p> <p>ただし、この類には、電熱機器に関してはある種の形式の機器（例えば、炉等（85.14）及び暖房機器、家庭用の機器等（85.16））のみを含むことに留意しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
85.14	<p>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</p> <p>（省 略） () 工業用又は理化学用の電気炉 （電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。） 電気炉は、基本的には、多少は閉じられた空間又は容器から成り、比較的高い温度がその内部において得られるものである。これは多くの目的（融解、焼きなまし、焼き戻し、ほうろう引き、溶接、溶着部の熱処理等）に使用される。主な型式のものとしてレトルト炉、ペル型炉、とい炉、るつぼ炉、トンネル炉等がある。これらの炉のなかは、特殊な傾斜装置を有するか又は酸化防止のために特殊なガス中で金属を処理するための内部容器を備えたものもある。</p> <p>（省 略）</p>	85.14	<p>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</p> <p>（省 略） () 工業用又は理化学用の電気炉 （電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。） 電気炉は、基本的には、多少は閉じられた空間又は容器から成り、比較的高い温度がその内部において得られるものである。これは多くの目的（融解、焼きなまし、焼き戻し、溶接、溶着部の熱処理等）に使用される。主な型式のものとしてレトルト炉、ペル型炉、とい炉、るつぼ炉、トンネル炉等がある。これらの炉のなかは、特殊な傾斜装置を有するか又は酸化防止のために特殊なガス中で金属を処理するための内部容器を備えたものもある。</p> <p>（省 略）</p>	
85.17	<p>有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン</p> <p>（省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (k) 省 略 (l) Calculographs (タイムレコーダー) (91.06) (m) ローカルエリアネットワーク (LAN) 用のリピーター (84.71)</p>	85.17	<p>有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン</p> <p>（省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (k) 省 略 (l) Calculographs (タイムレコーダー) (91.06) (新 規)</p>	

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
85.19	<p>レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。） （省 略） この項には、その用途（例えば、教育用、会議用、ラジオ放送用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、すべての音声再生機を含む。 <u>この項には、磁気的に記録したサウンドトラックから光電方式で再録音するための映画用再録音機及び録音機（例えば、フラッシュメモリーやハードディスク形状の内部メモリー）を自蔵する音声再生機を含まない（85.20）。</u> （省 略） ここに属する音声再生機の主な形式のものは、85.20項の解説に記載してある録音機により作られた音声記録物を使用する。音声再生機には、次の物品を含む。 (1)～(5) （省 略） （省 略） <u>この項には、また、レーザー光読取方式の音声再生機（コンパクトディスクプレーヤー）及び外部録音媒体（例えば、フラッシュメモリーカード）からのみ再生を行なう音声再生機を含む。</u> （省 略）</p>	85.19	<p>レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。） （省 略） この項には、その用途（例えば、教育用、会議用、ラジオ放送用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、すべての音声再生機を含む。 <u>この項には、磁気的に記録したサウンドトラックから光電方式で再録音するための映画用再録音機及び録音機を自蔵する音声再生機を含まない（85.20）。</u> （省 略） ここに属する音声再生機の主な形式のものは、85.20項の解説に記載してある録音機により作られた音声記録物を使用する。音声再生機には、次の物品を含む。 (1)～(5) （省 略） （省 略） <u>この項には、また、レーザー光読取方式の音声再生機（コンパクトディスクプレーヤー）を含む。</u> （省 略）</p>	

開 税 率 表 解 説 新 替 対 照 表

新		旧		備 考
85.20	<p>磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、その用途（例えば、音楽録音用、教育用、会議用、ラジオ用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、すべての録音機を含む。この項には、また、音声再生機を自蔵する録音機を含む。</p> <p>「録音機」とは、音波に基づく可聴周波数の振動を受けて、これを後で元の音波に再生することができるよう、録音媒体に記録する機器である。</p> <p>一般的に、録音機は、録音媒体に記録する装置と録音媒体に対して記録装置を動かす機構とから成る。</p> <p>「録音」には、音響振動の効果を利用した方法以外の方法で記録すること、例えば、インターネットページやコンパクトディスクから、自動データ処理機械によってダウンロードした音声ファイルデータをデジタルオーディオ装置（例えば、MP3プレイヤー）の内部メモリー（例えば、フラッシュメモリー）に記録することも含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>（B）録音再生機</p> <p>録音機と音声再生機とを結合したものである。音声は、特に、磁気媒体又はマイクロプロセッサーのような集積回路を用いて記録される。</p> <p>このグループには、とりわけ次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) （省 略）</p> <p>(5)バッテリーで作動する携帯式装置：この装置は、基本的に、可聴周波増幅器、液晶スクリーン及び操作ボタンを含んだ電子システム、フラッシュメモリー又はハードディスク並びにマイクロプロセッサーを組み込んだハウジングからなる。マイクロプロセッサーは、MP3又はこれに類するファイル形式を使用するためにプログラムされている。この装置は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンを接続するためのコネクターを有し、また、MP3又はこれに類するファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に接続することができる。組み込み式のマイクロホン又は追加的なフラッシュカード用スロットを有しているものもある。</p> <p>この項には、外部音声録音媒体（例えば、フラッシュメモリーカード）からの音声のみを再生する装置を含まない（85.19）。</p> <p>（省 略）</p>	85.20	<p>磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、その用途（例えば、音楽録音用、教育用、会議用、ラジオ用、映画用又は手紙の書取り用）を問わず、すべての録音機を含む。この項には、また、音声再生機を自蔵する録音機を含む。</p> <p>「録音機」とは、音波に基づく可聴周波数の振動を受けて、これを後で元の音波に再生することができるよう、録音媒体に記録する機器である。</p> <p>一般的に、録音機は、録音媒体に記録する装置と録音媒体に対して記録装置を動かす機構とから成る。</p> <p>（省 略）</p> <p>（B）録音再生機</p> <p>録音機と音声再生機とを結合したものである。音声は、特に、磁気媒体又はマイクロプロセッサーのような集積回路を用いて記録される。</p> <p>このグループには、とりわけ次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) （省 略）</p> <p>(5)新規</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧		備 考
85.42	<p>集積回路及び超小形組立 (省略)</p> <p>()超小形組立 (省略) これらのアセンブリーは、次によりその所属を決定する。</p> <p>(a)一つの完成した機器(完成品とみなされるものを含む。)となるアセンブリーは、当該機器が属する項に属する。</p> <p>(b)その他のアセンブリーは、機械の部分品の所属に関する一般的規定(特に16部の注2(b)及び注2(c))によりその所属を決定する。 <u>特に、この類注5(B)(c)に規定する個別の部品から構成されないメモリーモジュール(例えば、SIMMs (Single In-line Memory Modules)及びDIMMs (Dual In-line Memory Modules))が、この場合に相当する。これらのモジュールは、85.42項の超小形組立又はマイクロモジュールとみなすことができず、16部注2の規定に基づきその所属を決定する(この類の総説参照)。</u> (省略)</p>	85.42	<p>集積回路及び超小形組立 (省略)</p> <p>()超小形組立 (省略) これらのアセンブリーは、次によりその所属を決定する。</p> <p>(a)一つの完成した機器(完成品とみなされるものを含む。)となるアセンブリーは、当該機器が属する項に属する。</p> <p>(b)その他のアセンブリーは、機械の部分品の所属に関する一般的規定(特に16部の注2(b)及び注2(c))によりその所属を決定する。 <u>例えば、適当な形状の保持具に多数の超小形電子回路を取り付けて、デジタル式データ処理機械の記憶装置の部分品として設計したアセンブリーは、84.73項に属する。</u></p>	
87.12	<p>自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)</p> <p>この項には、原動機を有しない自転車、すなわち、一以上の車輪を取り付けてあるペダル式の車両(例えば、自転車(幼児用のものを含む。)、三輪自転車及び四輪自転車)を含む。</p> <p>この項には、通常の自転車のほかに次のような各種の特殊な形式の物品を含む。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p> <p>(8)幼児、若者及び大人が乗るために設計されているペダルを漕いで進む自転車に似たスクーター(自転車式の高さが調整できるステアリングコラム及びハンドルバー、中空の車輪、フレーム及びハンドブレーキを有し、チェーンと歯車のシステムが取り付けられたシングルペダルが装備されている。)</p>	87.12	<p>自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)</p> <p>この項には、原動機を有しない自転車、すなわち、一以上の車輪を取り付けてあるペダル式の車両(例えば、自転車(幼児用のものを含む。)、三輪自転車及び四輪自転車)を含む。</p> <p>この項には、通常の自転車のほかに次のような各種の特殊な形式の物品を含む。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p>	(新規)

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧	備 考
87.16	<p>トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品 （省 略） この項には、一以上の車輪を有し、貨物又は人員の輸送用の製作した機械式駆動機構を有しない車両のグループ（前項の車両を除く。）を含む。また、この項には、車輪を有しない非機械式の車両（例えば、そり及び木製の軌道上を走る特殊なそり）を含む。 この項の車両は、他の車両（トラクター、貨物自動車、モーターサイクル、自転車等）によりけん引するか、人手により押したり引いたりするか、足により押し進めるか又は動物によって引くように設計してある。 （省 略） <u>(B) 手動又は足によって進む車両</u> このグループには、次の物品を含む。 (1)～(8)（省 略） <u>(9) 乗り手が地面を覆う雪の上を足で直接押して進む、亜寒帯で人員の輸送用に特に設計されたキックスレッド</u> （省 略）</p>	<p>87.16</p> <p>トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品 （省 略） この項には、一以上の車輪を有し、貨物又は人員の輸送用の製作した機械式駆動機構を有しない車両のグループ（前項の車両を除く。）を含む。また、この項には、車輪を有しない非機械式の車両（例えば、そり及び木製の軌道上を走る特殊なそり）を含む。 この項の車両は、他の車両（トラクター、貨物自動車、モーターサイクル、自転車等）によりけん引するか、人手により押したり引いたりするか又は動物によって引くように設計してある。 （省 略） <u>(B) 手動式車両</u> このグループには、次の物品を含む。 (1)～(8)（省 略） （新 規） （省 略）</p>	
89.02	<p>漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶 この項には、海又は湖、河川等の漁業用に設計した各種の漁船を含む。ただし、漁業用の櫓（ろ）櫂（かい）船はこの項には属しない（89.03）。この項の漁船にはトロール船及びまぐろ漁船を含む。 この項には、工船（魚の保存用等）も含む。 （省 略）</p>	<p>89.02</p> <p>漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶 この項には、海又は湖、河川等の漁業用に設計した各種の漁船を含む。ただし、漁業用の櫓（ろ）櫂（かい）船はこの項には属しない（89.03）。この項の漁船にはトロール船、まぐろ漁船及び捕鯨船を含む。 この項には、工船（鯨の加工用、魚の保存用等）も含む。 （省 略）</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新		旧	備 考
95.01	<p>車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。） (省略)</p> <p>(2) <u>若者及び大人のみではなく幼児も乗れるように設計された二輪又は三輪スクーターで、位置調整が可能又は不可能なステアリングコラム及び小径の中空又は中空でない車輪を有するもの。これらは、自転車式のハンドルバー、ハンドブレーキ又は後輪のフットブレーキが装備されることもある。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>95.01</p> <p>車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。） (省略)</p> <p>(2) <u>スクーター</u></p>	
96.01	<p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） (省略)</p> <p>加工してあるか又は製品の形状になっている場合に限り、この項には、次の物品を含む。</p> <p>()~() (省略) () <u>骨及び海棲(せい)哺(ほ)乳動物から得られるこれに類する材料</u> (), () (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>96.01</p> <p>アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） (省略)</p> <p>加工してあるか又は製品の形状になっている場合に限り、この項には、次の物品を含む。</p> <p>()~() (省略) () <u>木エールボーン及び海棲(せい)哺(ほ)乳動物から得られるこれに類する材料</u> (), () (省略)</p> <p>(省略)</p>	

関 稅 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクリーナー（ローラースクリーナーを除く。） (省略) (A) ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。） (省略) (B) その他のほうき及びブラシ (省略) 非常に広範囲の原材料を上記製品の製造に使用する。房等に使用する材料には、次のような物品がある。 (A)動物性のもの：豚又はいのししの剛毛、馬、牛、やぎ、あなぐま、てん、スカンク、りす、けながいたち等の毛、角の繊維及び羽軸 (B)～(D) (省略) (省略)</p>	<p>96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクリーナー（ローラースクリーナーを除く。） (省略) (A) ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。） (省略) (B) その他のほうき及びブラシ (省略) 非常に広範囲の原材料を上記製品の製造に使用する。房等に使用する材料には、次のような物品がある。 (A)動物性のもの：豚又はいのししの剛毛、馬、牛、やぎ、あなぐま、てん、スカンク、りす、けながいたち等の毛、角又はホエールボーンの繊維及び羽軸 (B)～(D) (省略) (省略)</p>	